

障 福 号 外
令和2年4月17日

障害福祉サービス等事業所の管理者 殿

福祉医療部障害福祉課長

障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症対策への取組にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

令和2年度4月16日奈良県においても緊急事態宣言が発令されたことから、再度感染予防対策の徹底をお願いします。

また、各障害福祉サービス等事業所においては、調理、清掃及び警備等、様々な業務を委託されていることもあるため、こうした委託事業者においても感染予防対策を徹底することも重要です。

については、障害福祉サービス等事業所におかれましては、改めて委託事業者とその職員への感染予防対策の徹底を指示していただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルスの感染症（感染の疑いを含む）が発生した場合（委託事業者を含む）は、速やかに管轄の保健所に連絡するとともに、県障害福祉課にもご報告をお願いします。

記

【委託事業者とその職員にも徹底いただきたい事項】

1. 外出や人との接触を減らせるよう、業務の実施方法の見直しをご検討願います。
2. こまめな手洗い、咳エチケットなど、基本的な予防策を徹底してください。
3. 職員の出勤前の検温や体調管理を十分に行ってください。
4. 体調不良（せき・発熱等）の職員は、無理に勤務しないよう配慮してください。
5. 不要・不急の面会は制限し、利用者とその家族等の方へ周知してください。
6. 換気の悪い密閉空間に、多数の人が密接して集まることは避けてください。
7. 職員の皆様は、勤務時間の内・外を問わず、不要・不急の外出を控えるようにしてください。